

## 米国法におけるビジネスと人権をめぐる民事責任追及の現状

元愛媛大学教授 不破 茂

米国では、多国籍企業の子会社が途上国で引き起こした人権侵害や環境汚染について、親会社の本拠地で民事責任を追及する主な法的枠組みとして、連邦法（ATS：Alien Tort Statute）と州法・外国法に基づく訴訟の二様の方法が存在する。

しかし、近年の連邦最高裁の判断（Kiobel 事件）により、ATS の域外適用は大幅に制限され、実質的に機能しなくなったともされる。近時の連邦制定法の適用範囲の解釈に関する連邦最高裁先例および対外関係法第 4 リステイメント（Restatement (4th) of the Foreign Relations Law of the United States (Am. L. Inst. 2018)）によると、域外適用に反対の推定（presumption against extraterritoriality）を用いた厳密な二段階テストによる。しかし、最近の裁判例（Doe I v. Cisco Systems Inc. (9th Cir. 2023)）では、法輪功の監視システムを提供したシスコシステムズの米国内の行為に基づき、国内事件として、ATS が適用されている。

ATS が使えない場合、被害者は米国の親会社の本拠地州法を訴因として、親会社を訴えることができる。この場合、国際裁判管轄と法選択（準拠法の決定）が問題となる。これが日本や欧州の方法と基本的に同じ構造を有する。米国の法選択規則は複雑で、日本や欧州のそれとは全く異なる。親会社の本拠地州法か、あるいは子会社の所在国法が適用されることになる。米国民事法上、一般に、法人格否認が比較的容易なため、親会社責任の肯定が欧州法などよりも容易であり得る。ペルー・ラオロヤの環境汚染訴訟（Reid v. Doe Run Resources Corp.(2024)）では、第 8 巡回区控訴裁判所が、対外関係に基づく礼讓による却下を否定し、FNC による却下も認めなかった。ミズーリ州法が準拠法とされ、法人格が否認されるべき事件となる。

域外適用に反対の推定と二段階テストは、連邦法の地理的適用範囲を制限する解釈原則であり、これが規律礼讓（prescriptive comity）の一形態であり、立法管轄に関わる。他方、対外関係に基づく礼讓（foreign-relation comity）は裁判礼讓（adjudicative comity）の一形態であり、裁判権の行使を裁量的に抑制する。対人管轄（personal jurisdiction）と FNC の法理と同種の問題である。このように、訴因が異なるに応じて、異なる民事請求の方法が用意されているのである。本報告では、Cisco Systems 事件と Reid 事件の紹介を中心として、米国法の異なる民事請求の方法について、対比しつつ検討を加える。理解が容易となる限度で、欧州における民事責任についても触れる予定である。

### 参考文献

拙稿 「合衆国対外関係法第 4 リステイメント（2018）－域外適用に反対の推定の復活」国際商事法務 49(1) 66、「「ビジネスと人権」国連指導原則第 3 の柱（救済へのアクセス）と多国籍企業の直接責任～EU 及び英国法～」同 51(10) 1362、「EU 持続可能性指令と民事責任」52(12) 1501。

報告テーマ：

「暗号資産事業に関わる紛争処理制度に関する考察」

～期待される暗号資産交換業 ADR の活用とその課題について～

報告要旨：

暗号資産（ビットコイン）は 2009 年に誕生し、日本では 2017 年の改正資金決済法の施行により交換業者登録制度が導入された。一方で 2009 年の金融商品取引法改正を契機に、金融取引に関するトラブルを裁判によらずに第三者の仲介で解決する紛争処理制度（機関）としていわゆる“金融 ADR”（裁判外紛争解決制度）が本格導入され、その業態別機関のびとつとして「暗号資産交換業 ADR」が設けられた（2018 年）。暗号資産交換業 ADR は、ビットコイン事業者の経営破綻の他、システム障害による損失、誤送金、アカウント凍結など暗号資産特有の紛争を取り扱うが、もとより日本の暗号資産に関する法制は厳格であり、安全性を重視するがために被害者救済に柔軟性を欠くとの指摘もある。そのギャップを埋める ADR の運用が期待される。